

公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第66号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第55号。以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「法人」という。）の職員の給料および諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令等との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他関係法令および労使協定の定めるところによるものとする。

(給与の区分)

第3条 給料は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第2条、第4条および第6条の規定による正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 手当は、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、入試問題作成等手当、入試監督等手当、教員免許状更新講習手当、管理職手当および寒冷地手当とする。

3 賞与は、期末手当および勤勉手当とする。

(給料表)

第4条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難および責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件を考慮し、給料表に定める級および号給により決定する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、その適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

3 前項第2号の給料表の適用を受ける職員は、公立はこだて未来大学学則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号）第9条第1項に掲げる職員のうち教授，准教授，講師，助教および助手の職にある者とする。

4 職員の職務は，その複雑，困難および責任の度に基づいてこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし，その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は，理事長が定める。

（給料決定の基準等）

第5条 職員の職務の級は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は，理事長が別に定める日に，同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものまたは教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては，3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては，57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については，同項中「4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものまたは教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては，3号給）」とあるのは，「2号給」とする。

7 理事長は，職員の給料について，特に必要があると認めるときは，

号給の調整を行うことができる。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給)

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間等規程第5条および第6条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母および祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」とい

う。)については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「4級職員等」という。))にあつては,3,500円),同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は,前項の規定にかかわらず,5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
(扶養手当の支給の始期および終期)

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては,その職員は,直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が,満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により,扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は,新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日,職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは,その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは,その日の属する月)から開始し,扶養手当を受けている職員が退職し,または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し,または死亡した日,扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては,その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは,その日の属する月の前月)を

もって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後
にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が
月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合におい
ては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であ
るときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項た
だし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の
支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生
じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出
に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るも
のがある一4級職員等が一4級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るも
のがある職員で一4級職員等以外のものが一4級職員等となった場
合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののう
ち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を
借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以
下同じ。）を支払っている職員（公立大学法人公立はこだて未来大
学職務住宅管理規程（公立大学法人公立はこだて未来大学規程第53
号）に規定する職務住宅（以下「職務住宅」という。）を貸与され、
貸付料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第12条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、
配偶者が居住するための住宅（職務住宅その他理事長が別に定める

住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項および第28条に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(地域手当)

第10条 地域手当は、東京都内に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当および管理職手当の月額の合計額に、100分の20を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃または料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合

の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を利用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)

- が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超え

るときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額または前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、または死亡した場合においては退職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その属する月)から行なうものとする。
- 7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 職員に新たに第1項の職員としての要件が具備されるに至った事由または通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った事由が勤務箇所の変更によるもののうち理事長が認めるものについては、前2項の規定にかかわらず、その事由の発生した日から通勤手当の支給を開始し、またはその日から通勤手当の支給額を改定する。

9 前各項および第28条に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第12条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

3 前2項および第28条に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24

条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第15条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、職員勤務時間等規程第6条の規定に基づき休日の振替日を指定された職員には、当該勤務を命ぜられた休日における勤務に対する時間外勤務手当は、支給しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間等規程第6条の規定に基づく振替日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間（以下この条において「正規の勤務時間外の時間」という。）と、職員勤務時間等規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（細則で定める時間を除く。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間」という。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条

第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する理事長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から100分の25を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 時間外勤務手当は、管理または監督を行う地位にある職員（第16条第1項の管理監督職員をいう。）には、支給しない。

（夜間勤務手当）

第14条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第15条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合

を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 2 休日勤務手当は、管理または監督を行う地位にある職員（次条第1項の管理監督職員をいう。）には、支給しない。

（入試問題作成等手当）

第15条の2 入試問題作成等手当は、職員（学長および第4条第3項に規定する職員をいう。次条および第15条の4において同じ。）が入学試験問題の作成業務または採点業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる入学試験の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 一般選抜試験 次に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 入学試験問題の作成 1科目につき20,000円

イ 採点 1日につき5,000円

(2) 前号の試験以外の入学試験 次に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 入学試験問題の作成 1科目につき10,000円

イ 採点 1日につき5,000円

（入試監督等手当）

第15条の3 入試監督等手当は、職員が入学試験（大学入学共通テストを含む。以下この条において同じ。）の当日に入試監督等業務（入学試験の監督もしくは面接または実施本部の運営のための業務をいう。）に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1日につき2,000円とする。

- 3 職員が同一の入学試験について同一の日に第1項の業務および前条第1項の採点業務のいずれにも従事した場合には、その職員に対する入試監督等手当は、支給しない。

（教員免許状更新講習手当）

第15条の4 教員免許状更新講習手当は、職員が教員免許状更新講習の当日にその業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1時間につき5,600円とする。

(管理職手当)

第16条 管理または監督の地位にある職員のうち、次の各号に掲げる職務にある職員（以下「管理監督職員」という。）に管理職手当を支給するものとし、その月額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 事務局長 88,000円

(2) 事務局の課長および参事（3級） 64,000円

(3) 研究科長，学科長，メタ学習センター長，情報ライブラリー長，社会連携センター長および情報システムデザインセンター長 64,000円

2 前項の規定による額が管理職手当の支給を受ける職員の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の管理職手当の月額とする。

3 管理監督職員が2以上の職務を兼ねる場合には、主たる職務につき管理職手当を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条、次条および附則第3項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条および第19条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（第25条第7項の規定の適用を受ける職員を除く。）で、理事長の定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび第16条第1項第3号の規定による管理職手当を支給される職員（第20条および附則第6項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。附則第 3 項第 3 号において同じ。）において職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。次項および第 20 条第 3 項において同じ。）および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

（支給制限）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 47 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 25 条第 2 項の規定に該当して解雇された職員

(3) 基準日前 1 箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を

受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（一時差止め）

第 19 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。

3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を法人の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当する

に至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までおよび附則第3項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員で、理事長の定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第17条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第20条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（理事長が指定する勤務箇所に勤務する職員については、理事長が特に認める者に限る。）に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員にあっては2万2,540円、その他の職員にあっては1万2,860円とし、世帯主でない職員にあっては8,600円とする。
- 3 前項の扶養親族のある職員には、扶養親族のある職員であって細則で定めるものを含まないものとする。
- 4 函館市以外の寒冷の地域で理事長が別に定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、第2項の規定にかかわらず、当該地域に在勤する国家公務員に支給されることとなる寒冷地手当の額を基準として、理事長が別に定める額とする。
- 5 寒冷地手当は、基準日の属する月の給料の支給日に支給する。

（給与の減額）

第 22 条 職員が勤務しないときは，職員勤務時間等規程第 5 条に規定する休日（職員勤務時間等規程第 6 条に規定する振替日を含む。）または職員勤務時間等規程第 7 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間である場合，有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き，その勤務しない 1 時間につき，第 2 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（端数計算）

第 23 条 第 1 3 条から第 1 5 条までの規定により，時間外勤務手当，夜間勤務手当または休日勤務手当の額を算定する場合および前条の規定により勤務しない時間につき減額する額の算定する場合において，当該額に，5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 24 条 勤務 1 時間当たりの給与額は，給料の月額およびこれに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ，その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除した額とする。

2 第 1 3 条から第 1 5 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は，給料の月額およびこれに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ，その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたものから当該年度の職員勤務時間等規程第 5 条第 3 号および第 4 号に掲げる休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）に割り振られた時間を減じたもので除した額とする。

（休職給）

第 25 条 職員が職務上負傷し，もしくは疾病にかかり，または通勤（地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 2 項および第 3 項に規定する通勤をいう。第 6 項において同じ。）により負傷し，もしくは疾病にかかり，就業規則第 1 5 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは，その休職の期間中，これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患その他理事長が別に定める疾病にかかり就業規則

第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当および地域手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第15条第1項第3号または第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 就業規則第15条第1項第6号の規定により休職にされた職員に対する給与については、理事長が定める。

7 第2項、第3項または第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、または死亡したときは、第17条第1項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当については、第18条および第19条の規定を準用する。この場合において、第18条中「前条第1項」とあるのは、「第25条第7項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第26条 就業規則第15条第1項第5号の労働組合専従休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

(給料の調整額)

第 27 条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとするときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

(給与の支給)

第 28 条 給料は、当月分を毎月 21 日に支給する。

2 前項の支給期日が休日（職員勤務勤務時間等規程第 5 条第 1 号から第 3 号までに掲げる休日をいう。以下この項において同じ。）にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日または土曜日でない日に支給する。

3 扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当および管理職手当は、当月分を当該月の給料の支給日に支給する。

4 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、入試問題作成等手当、入試監督等手当および教員免許状更新講習手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

5 理事長が特別の事情があると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、その月内において支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

6 職員が職員勤務時間等規程第 7 条の 2 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する第 4 項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「職員勤務時間等規程第 7 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

(給与からの控除)

第 29 条 別に法律で定めるものおよび労使協定（職員勤務時間等規程第 3 条第 2 項に規定する労使協定をいう。）に定めるものについては、

職員に支給する給与から控除することができるものとする。

(給与の口座振替)

第30条 給与は、職員の申出により、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

(適用除外)

第31条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）および公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）の規定に基づき、函館市から法人に派遣される職員の第3条に規定する給与については、第4条から第27条までの規定にかかわらず、函館市職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）第22条の4第2項後段の規定の例による取扱いについては、この限りではない。

(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(給料の経過措置)

2 公立大学法人公立はこだて未来大学への職員の引継ぎに関する条例（平成19年函館圏公立大学広域連合条例第6号）の規定により法人の職員となった者で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第26号。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平

成 27 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 4 級である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。

(1) 平成 21 年改正規程附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員 100 分の 99.1

(2) 前号に掲げる以外の職員 100 分の 99.34
(特定職員の給与の減額)

3 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（一般職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級以上である者または教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 4 級である者であってその号給が職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項および次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第 5 項および第 6 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項および附則第 5 項において「給料月額減額基礎額」という。）

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に

100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合においては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額の月額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合においては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第4項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合においては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき

給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第25条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第25条第1項 前各号に定める額

イ 第25条第2項または第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第25条第4項 第1号および第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第25条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成 21 年 5 月 22 日規程第 22 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日規程第 23 号）

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 25 日規程第 26 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の公立大学法人公立ほこだて未来大学職員給与規程第 20 条第 2 項から第 4 項までまたは第 25 条（第 4 項を除く。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、単身赴任手当（公立大学法人公立ほこだて未来大学職員給与規程第 12 条第 2 項に規定する理事長が定める額を除く。）および管理職手当の月額合計額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった

期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては，当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額
(理事長への委任)

3 前項に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，理事長が定める。

附 則（平成22年3月15日規程第36号）

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第85号）

(施行期日)

1 この規程は，平成22年12月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は，第1条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下この項および第4項において「改正後の給与規程」という。）第17条第2項から第4項まで，第25条（第4項を除く。）または附則第3項の規定にかかわらず，これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職

員（公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第55号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下この項および次項において同じ。）以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄，職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第3項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず，かつ，公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程附則第2項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては，その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは，当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料，扶養手当，住居手当，地域手当，初任給調整手当，単身赴任手当および管理職手当の月額合計額に100分の0.26を乗じて得た額に，同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの期間において，在職しなかった期間，給料を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては，当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.26

を乗じて得た額

- 3 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において理事長が定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額および理事長が定める者との権衡を考慮して理事長が定める額」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(理事長への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程の一部改正)

- 6 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(公立大学法人公立はこだて未来大学職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

- 7 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の育児休業等に関する規程(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第64号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成24年3月28日規程第18号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日規程第4号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第9条第1項および第2項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成28年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「5,500円」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間は「4,000円」と、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は「2,000円」とする。

附 則（平成26年11月20日規程第9号）

（施行期日）

1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第20条および附則第6項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月25日規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第2項の改正規定は、公告の日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続

き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第3項の特定職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第17条第4項（給与規程第20条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）および附則第3項第2号から第4号までの規定の適用については、給与規程第17条第4項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第6号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、附則第3項第2号から第4号までの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成27年改正法附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成28年2月22日規程第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年6月23日規程第8号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年12月9日規程第11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第7条ならびに附則第3項および第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第11号）による改正後の給与規程（以下「平成28年改正規程」という。）第8条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、平成28年改正規程第7条第3項および第8条の規定の適用については、同項中「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円

(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「一4級職員等」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、

同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)」

(3) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号もしくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、平成28年改正規程第8条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、平成28年改正規程第7条第3項および第8条の規定の適用については、同項中「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一4級職員等」という。）にあっては3,500円）、同項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第5号」とする。

附 則（平成30年3月12日規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年10月15日規程第4号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年12月17日規程第5号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年12月10日規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平

成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の規程の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第 2 条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第 9 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 1, 0 0 0 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間、第 2 条の規定による改正後の給与規程第 9 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 1, 0 0 0 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第 2 条の規定による改正後の給与規程第 9 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第 2 条の規定による改正後の給与規程第 9 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 1, 0 0 0 円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和 2 年 6 月 2 5 日規程第 1 号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の職員給与規程第 1 3 条第 3 項および第 4 項の規定は、これらの規定の適

用があったとしたならば，平成30年6月以後に支給期日が到来することとなる時間外勤務手当について適用する。

（公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間，休日および休暇等に関する規程の一部改正）

- 2 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間，休日および休暇等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（令和2年11月30日規程第4号）

この規程は，令和2年12月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は，令和4年6月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は，改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第17条第2項ならびに公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第25条（第4項を除く。）もしくは第17条第3項および第4項，公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）第4条の規定にかかわらず，これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から，令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を，新給与規程第17条第2項に規定する特定管理職員は107.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しない。
- 3 令和3年12月に公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）の規定に基づき期末手当（これに相当するものとして理事長が定めるものを含む。）を支給された者

に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を、新給与規程第17条第2項に規定する特定管理職員は107.5分の15を乗じて得た」とあるのは、「理事長が定める者との権衡を考慮して理事長が定める」とする。

(理事長への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (令和4年12月8日規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(理事長への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (令和5年12月14日規程第12号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第1条の規定(公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第17条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程第17条第2項の改正規定に限る。)によ

る改正後の給与規程の規定は，令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（理事長への委任）

- 5 前項に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，理事長が定める。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	162,100	240,900	271,600	365,500
2	163,200	242,400	273,200	368,100
3	164,400	243,800	274,700	370,500
4	165,500	245,200	276,300	372,900
5	166,600	246,400	277,800	374,800
6	167,700	248,000	279,500	377,300
7	168,800	249,500	281,300	379,600
8	169,900	250,900	283,100	382,100
9	170,900	252,000	284,800	384,500
10	172,300	253,400	286,700	387,100
11	173,600	254,900	288,500	389,700
12	174,900	256,200	290,300	392,300
13	176,100	257,500	292,100	394,600
14	177,600	258,700	293,700	396,900
15	179,100	259,900	295,100	399,100
16	180,700	261,100	296,500	401,400
17	181,800	262,300	298,000	403,200
18	183,200	263,600	300,000	405,100
19	184,600	264,900	302,000	407,000
20	186,000	266,200	303,800	408,800
21	187,300	267,600	305,500	410,600
22	189,600	269,100	307,400	412,400
23	191,800	270,700	309,300	414,200
24	194,000	272,200	311,100	416,000

25	196,200	273,800	312,800	417,600
26	197,900	275,500	314,800	419,100
27	199,400	277,100	316,800	420,600
28	200,900	278,700	318,700	422,100
29	202,400	280,300	320,400	423,600
30	203,800	282,800	322,400	424,900
31	205,200	284,500	324,400	426,200
32	206,600	286,200	326,400	427,400
33	208,000	287,800	327,600	428,600
34	209,700	289,200	329,600	432,000
35	211,400	290,700	331,500	433,900
36	212,900	292,000	333,500	435,600
37	214,400	293,800	335,400	437,400
38	216,200	295,500	337,300	439,300
39	217,900	297,200	339,200	441,200
40	219,600	298,700	341,100	443,000
41	221,100	300,500	342,900	444,800
42	222,600	302,200	344,800	446,600
43	224,100	303,900	346,600	448,300
44	225,600	305,500	348,400	450,100
45	226,800	307,300	349,900	451,600
46	228,200	309,100	351,300	453,000
47	229,600	310,800	352,700	454,500
48	231,000	312,400	355,300	455,900
49	232,400	314,200	357,100	457,200
50	234,000	316,000	358,800	458,500
51	235,500	317,800	360,500	459,700
52	236,900	318,800	361,900	460,700
53	238,100	320,600	363,200	461,400

54	239,700	322,300	364,500	462,200
55	241,200	324,100	365,900	462,900
56	242,600	325,800	367,000	463,600
57	243,600	327,600	367,900	464,400
58	245,100	329,300	368,900	465,100
59	246,400	331,000	370,000	465,700
60	247,600	332,600	370,800	466,200
61	248,700	334,100	371,700	466,800
62	249,700	335,600	372,600	467,400
63	250,600	337,000	373,400	468,000
64	251,500	338,100	374,200	468,500
65	252,400	339,300	375,000	469,000
66	253,300	340,400	375,800	469,400
67	254,100	341,500	376,500	469,700
68	254,900	342,700	377,200	470,000
69	255,600	343,300	377,900	
70	256,700	344,100	378,600	
71	257,900	344,900	379,300	
72	259,000	345,800	379,800	
73	260,200	346,700	380,400	
74	261,400	347,500	381,000	
75	262,500	348,300	381,700	
76	263,600	349,000	382,100	
77	264,700	349,600	382,800	
78	265,800	350,200	383,400	
79	266,900	350,800	384,000	
80	267,900	351,200	384,400	
81	268,900	351,700	385,000	
82	269,900	352,300	385,600	

83	270,900	352,800	386,200	
84	271,800	353,200	386,600	
85	272,700	353,800	387,100	
86	273,600	354,400	387,600	
87	274,500	354,900	388,200	
88	275,400	355,200	388,500	
89	276,300	355,700	388,900	
90	277,200	356,300	389,300	
91	278,100	356,800	389,700	
92	279,000	357,100	390,000	
93	280,000	357,600	390,300	
94	281,000	358,200	390,600	
95	281,900	358,700	390,800	
96	282,800	359,000	391,000	
97	283,300	359,500	391,300	
98	284,000	360,000	391,600	
99	284,700	360,500	391,800	
100	285,600	360,800	392,000	
101	286,600	361,300	392,300	
102	287,400	361,800	392,600	
103	288,200	362,100	392,800	
104	289,000	362,400	393,000	
105	289,700	362,900	393,300	
106	290,200	363,300	393,600	
107	290,600	363,700	393,800	
108	291,000	364,100	394,000	
109	291,200	364,600		
110	291,500	365,000		
111	291,700	365,400		

112	292,000	365,800		
113	292,200	366,300		
114	292,400	366,700		
115	292,700	367,100		
116	292,900	367,500		
117	293,200			
118	293,500			
119	293,800			
120	294,100			
121	294,400			
122	294,800			
123	295,100			
124	295,500			
125	295,700			
126	295,900			
127	296,200			
128	296,600			
129	296,800			
130	297,100			
131	297,500			
132	297,900			
133	298,100			
134	298,400			
135	298,800			
136	299,100			
137	299,300			
138	299,600			
139	300,000			
140	300,300			

141	300,500			
142	300,900			
143	301,300			
144	301,600			
145	301,800			
146	302,000			
147	302,300			
148	302,700			
149	302,900			
150	303,100			
151	303,400			
152	303,700			
153	304,100			
154	304,300			
155	304,600			
156	304,900			
157	305,200			

備考 この表は、就業規則が適用される職員のうち、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）
1	233,100	290,700	335,600	410,200
2	235,400	293,300	338,500	412,500
3	237,600	295,700	341,500	414,600
4	239,600	298,000	344,500	416,700
5	241,700	300,300	347,400	418,600
6	243,400	302,600	349,800	421,000
7	245,100	304,700	352,300	423,200
8	246,900	306,900	354,700	425,500
9	249,000	309,200	357,200	427,200
10	251,300	311,600	359,800	429,700
11	253,600	314,000	362,400	431,900
12	255,600	316,400	365,200	434,100
13	257,700	318,700	367,800	435,500
14	260,100	320,700	369,500	437,700
15	262,400	322,700	371,700	439,900
16	264,700	324,400	373,900	442,200
17	266,600	326,400	375,600	444,300
18	269,400	328,200	377,600	446,600
19	272,200	330,000	379,600	448,800
20	274,900	331,700	381,400	451,100
21	277,600	333,100	383,200	453,100
22	280,200	335,500	384,700	455,400
23	282,700	337,600	385,900	457,800
24	285,100	339,800	387,100	460,100

25	287,500	341,600	388,200	462,100
26	290,000	343,500	389,900	464,200
27	292,400	345,600	391,600	466,300
28	294,900	347,700	393,300	468,400
29	297,300	349,600	395,000	470,400
30	299,600	351,500	396,600	472,700
31	301,800	353,300	398,000	474,900
32	304,000	355,000	399,300	476,800
33	306,200	356,900	400,900	478,700
34	308,400	358,500	402,500	480,800
35	310,900	360,000	404,000	483,000
36	313,100	361,400	405,700	485,000
37	315,400	362,800	406,800	487,100
38	316,700	364,800	408,300	489,100
39	318,300	366,700	409,800	491,000
40	319,700	368,400	411,000	492,900
41	321,100	370,100	411,900	494,900
42	321,500	371,900	413,500	496,800
43	321,900	373,500	415,000	498,500
44	322,300	374,900	416,600	500,400
45	322,900	376,600	417,900	502,300
46	323,400	378,300	419,400	504,100
47	324,200	379,800	420,800	505,900
48	325,000	381,300	422,300	507,700
49	325,600	382,800	423,600	509,400
50	326,300	384,400	424,800	511,100
51	327,000	385,900	426,100	512,900
52	327,700	387,500	427,300	514,800
53	328,700	388,600	428,000	516,300

54	329,400	390,100	428,900	517,900
55	329,800	391,500	429,800	519,600
56	330,400	393,100	430,700	521,200
57	330,800	394,400	431,500	522,800
58	331,500	395,800	432,400	524,100
59	332,200	397,100	433,300	525,400
60	332,800	398,400	434,100	526,600
61	333,500	399,600	434,800	527,800
62	334,400	401,000	435,700	528,800
63	335,300	402,400	436,700	529,800
64	336,100	403,800	437,600	530,800
65	336,800	404,800	438,500	531,400
66	337,800	405,900	439,400	532,300
67	338,500	406,900	440,400	533,200
68	339,500	408,000	441,300	534,100
69	340,100	408,900	442,300	535,000
70	341,000	409,700	443,300	535,800
71	341,900	410,500	444,200	536,500
72	342,800	411,200	445,200	537,000
73	343,100	411,900	446,200	537,700
74	344,100	412,800	447,100	538,200
75	345,100	413,600	448,000	539,000
76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100
78	348,000	415,300	450,300	
79	348,900	415,600	451,000	
80	349,800	415,900	451,600	
81	350,700	416,200	452,400	
82	351,600	416,500	453,100	

83	352,500	416,700	453,400	
84	353,400	417,000	454,000	
85	354,000	417,200	454,400	
86	354,600	417,500	454,700	
87	355,200	417,800	455,000	
88	355,800	418,100	455,300	
89	356,300	418,300	455,600	
90	356,700	418,600		
91	357,100	418,900		
92	357,500	419,200		
93	357,900	419,400		
94	358,300	419,700		
95	358,800	420,000		
96	359,200	420,300		
97	359,800	420,500		
98	360,300	420,800		
99	360,700	421,100		
100	361,200	421,300		
101	361,600	421,500		
102	362,100	421,800		
103	362,400	422,100		
104	362,800	422,300		
105	363,300	422,500		
106	363,700			
107	364,200			
108	364,700			
109	365,100			
110	365,600			
111	366,100			

112	366,500			
113	366,900			
114	367,300			
115	367,800			
116	368,200			
117	368,600			
118	369,000			
119	369,500			
120	369,900			
121	370,200			
122	370,600			
123	371,100			
124	371,400			
125	371,800			
126	372,300			
127	372,800			
128	373,200			
129	373,600			

備考 この表は、公立はこだて未来大学学則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号）第9条第1項に掲げる職員のうち、教授、准教授、講師、助教および助手の職にある者に適用する。